

岐阜市プール指導要綱

平成 4年 7月 1日 決裁

平成 9年 8月 25日 決裁

平成14年 7月 19日 決裁

平成16年 7月 1日 決裁

平成19年 7月 10日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、公衆衛生の向上を図るためプールの衛生の維持及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「プール」とは、水をためて多数の者に遊泳させる施設のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に設置するもの以外のものをいう。

(設置の届出)

第3条 プールを設置しようとする者は、プール設置届（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ保健所長に提出するものとする。

- (1) プールの位置を明らかにした付近の見取図
 - (2) 主な施設の位置を明らかにした平面図
 - (3) プール本体及び主な施設の構造を明らかにした平面図及び断面図
 - (4) 給水及び排水設備の系統図
 - (5) 主要機器の一覧表
 - (6) 前各号に定めるもののほか、保健所長が必要と認めるもの
- 2 プールを設置した者は、前項の規定により届け出た事項のうち、構造設備に係る事項を変更するときは変更する日の30日前までに、構造設備を除くその他の届出事項を変更したときは当該変更後速やかに、プール設置届記載事項変更届（様式第2号）を保健所長に提出するものとする。

(廃止の届出)

第4条 プールを設置した者は、プールを廃止したときは、プール廃止届（様式第3号）を速やかに保健所長に提出するものとする。

（衛生基準及び安全基準）

第5条 プールの衛生基準（水質基準、施設基準及び維持管理基準をいう。）については、別表のとおりとし、プールの安全基準については、プールの安全標準指針（平成19年3月文部科学省及び国土交通省策定）によるものとする。

2 プールを設置しようとする者又はプールを設置した者（以下「設置者等」という。）は、前項の衛生基準及び安全基準を遵守するものとする。

（調査、指導及び勧告）

第6条 保健所長は、第3条の規定による届出があったとき又は必要と認めるときは、調査を行い、前条第1項に規定する衛生基準及び安全基準に適合しないと認めるときは、設置者等に対し必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 保健所長は、設置者等が前項の指導に従わないときは、勧告することができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

2 遊泳用プールの衛生的管理基準（昭和58年7月7日決裁）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成9年8月25日から施行し、改正後の岐阜市プール指導要綱の規定は、平成9年4月1日から適用する。

2 改正後の岐阜市プール指導要綱の規定の適用の日からこの要綱の施行の日までの間、この要綱による改正前の様式により使用された書類は、改正後の様式により使用したものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年7月10日から施行する。
- 2 遊泳の用に供する部分の容量の合計が100立方メートル未満のプールについては、改正後の第5条第2項の規定（衛生基準のうち水質基準に関する部分を除く。）は、当分の間、適用しない。